

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：青森県（病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	64.9% (医師 85.0%、医師以外 99.3%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.3% (医師 119.6%、医師以外 103.5%)
全職員	58.4% (医師 84.0%、医師以外 89.0%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	71.6% (医師 84.9%、医師以外 86.2%)
本庁課長相当職	59.8% (医師 98.8%、医師以外 100.6%)
本庁課長補佐相当職	58.2% (医師 90.4%、医師以外 99.6%)
本庁係長相当職	103.2% (医師 — ※1、医師以外 103.2%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	56.0% (医師 93.9%、医師以外 94.4%)
31～35年	63.8% (医師 88.0%、医師以外 97.3%)
26～30年	58.1% (医師 77.6%、医師以外 100.9%)
21～25年	58.6% (医師 93.3%、医師以外 98.4%)
16～20年	59.0% (医師 87.7%、医師以外 98.7%)
11～15年	66.0% (医師 83.5%、医師以外 96.5%)
6～10年	86.9% (医師 93.6%、医師以外 101.6%)
1～5年	73.9% (医師 96.5%、医師以外 101.4%)

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員において、男性職員に占める医師の割合は約33%であり、女性職員に占める医師の割合（4.8%）と比較して高く、また、医師の給与水準は高いことから、相対的に男女の差が大きくなる
- ・ ※1 本庁係長相当職に医師はいない

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。